

名前と学籍番号

学籍番号を
マーク
(左詰める)

出席票は、成績の基礎資料となります。

出席票から（口頭で回答します）

部活動で“学校実習”が参加できない可能性があります。どうしたらいいでしょうか。

班分け後、1か月以上がたっており、部活動などで各自の事情から、事前変更について確認し、実施してきました。また、友人同士での交代も認めてきました。

すでに準備や班会議が大きく進行していることで、今からの変更は厳しいものと思われます。（他の班員に迷惑がかかる可能性）

過去に学校実習と部活動という選択ですが、実習は授業ですので、履修をあきらめ、次年度に再履修した学生・院生もおります。

（但し、病気などやむを得ない欠席では救済措置をとっています。）

ただ、今年度が学校実習（授業ができる）の最終ですので、もし参加不可能になった場合、欠席しても今年度の履修（単位取得）を認めます。

その場合、当初の班で準備には参加し、欠席する旨班員の了解の上、レポート（様式自由）でその様子など報告する形で対応します。但し、成績が最低限の得点しか出せませんので了承してください。

なお、欠席する場合、他の日程の実習に“観察（補佐）”という形態で参加することは可能です。これをレポートにしても構いません。

もう一つの質問

2時間続きの授業はできるか不安です。...準備していたら大丈夫です。

実習における生徒指導に関する内容

学校教育において望ましいとされる集団活動や体験的な活動を通じて、子どもたちの**人間関係形成能力**（自治的な能力、自主的な態度など）を育成する教育活動は重要です。いじめや不登校などの問題に対する予防策としても機能している。

子どもの様子をしっかりと観察し、実際に関わりますが、そこには教師としての構えが必要です。

教師自身の自己理解の重要性

「私たちは相手の話だけを聴いているわけではありません。
必ず同時に自分の考えを聴いています。」（水島広子, 2015）

「待てない」

⇒何とかしてやりたい、焦ってしまう・・・
自分なりの考えを伝えたくなる。

★「待つ」というのは
相手よりも先走らないこと、結論を急がないこと。

「聴けない」

⇒自分の気持ち（感情）が湧き起こって、
それに支配されてしまう。

相手の話を真剣に聴いているからこそ
自分の中で様々な考えや感情が湧き起こるのはあたりまえ。

★ただ、自分の考えや感情を、
少しだけ棚上げする。

子どもの話をきちんと受け取るためには
自分の考え方や感じ方のクセを知る

実習における生徒指導に関する内容

鳴門教育大学学長 殿

体験活動に関する誓約書

私は、体験活動中、以下のことを守り、誠実に行動することを誓います。

(1) 期間中は体験活動に専念し、体験活動を行う機関等（以下「体験先」）の指示・指導に従います。

(2) 服装・態度・言動に注意し、教師・社会人としての品位を失わないよう心がけます。

(3) 許可なく、所定の記録（週録・学びの成果等）以外の記録（録音・撮影を含む）を行いません。

(4) 体験活動中及び終了後においても、知り得た個人情報及び体験先の内部情報等を守秘し、適正な取り扱いに努めます。

(5) 体験活動に関わる内容について、SNS等への書き込み等、一切外部に漏えいしません。

(6) 体験活動中及び終了後においても、体験先の関係者等に個人的に関わりません。

(7) 私は、裏面記載の、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者ではありません。

(8) 誓約に反したことにより、体験活動を中止することや、単位認定がされないことがあっても異議を唱えません。

令和 年 月 日

鳴門教育大学 学校教育研究科

所 属 _____

学 籍 番 号 _____

氏 名（自署） _____

(参照条文)

※「特定性犯罪」について、次の期間内の前科が対象となります。

拘禁刑(服役): 刑の執行終了等から20年

拘禁刑(執行猶予判決を受け、猶予期間満了): 裁判確定等から10年

罰金: 刑の執行終了等から10年

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）(抄)

(定義)

第二条(略)

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第四百七十六条、第四百七十七条、第四百七十九条から第四百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条(同項の罪に係る部分に限る。)の罪

二 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第四条の罪(刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。)

三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第四条から第八条までの罪

五 性的な変態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な変態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器(以下このロにおいて「写真機等」という。)を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為(イ又はロに掲げるものを除く。)

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者(その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者(当該執行猶予の言渡しを取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。)を除く。)であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

(改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係)

第二条 第二条第七項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一 刑法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。)による改正前の刑法第七十八條の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和五年法律第六十六号)第一条の規定による改正前の刑法第七十六條から第七十八條までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪(刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。)は、同号に掲げる罪とみなす。

(懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係)

第三条 第二条第八項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)及び第三十四条第二項(第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令(令和7年政令第440号)第2条及び附則第2項に掲げる条例(各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例)で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。

ショート版

2026年12月25日から施行予定

こどもみんなの
こども家庭庁

こども性暴力防止法

教育・保育などを行う事業者は
性暴力防止のための取組が求められます



令和8年
(2026)
12/25
施行



教育・保育などを行う事業者の皆さまへ

こども性暴力防止法

による対応がはじまります！

Point

1

制度開始後、対象事業者は、従事者に、
性犯罪前科の有無を確認することが求められます。

Point

2

性犯罪前科が確認された場合には、性暴力のおそれがあるとの判断の下、
配置転換等の雇用管理上の措置が必要になります。

※ こどもに接する業務に就かせ続けることはできません。

Point

3

制度開始後のトラブル防止のため、制度開始前から、
採用選考の際、誓約書等で求職者の性犯罪前科の有無を確認
しておいてください。

こども性暴力防止法とは？

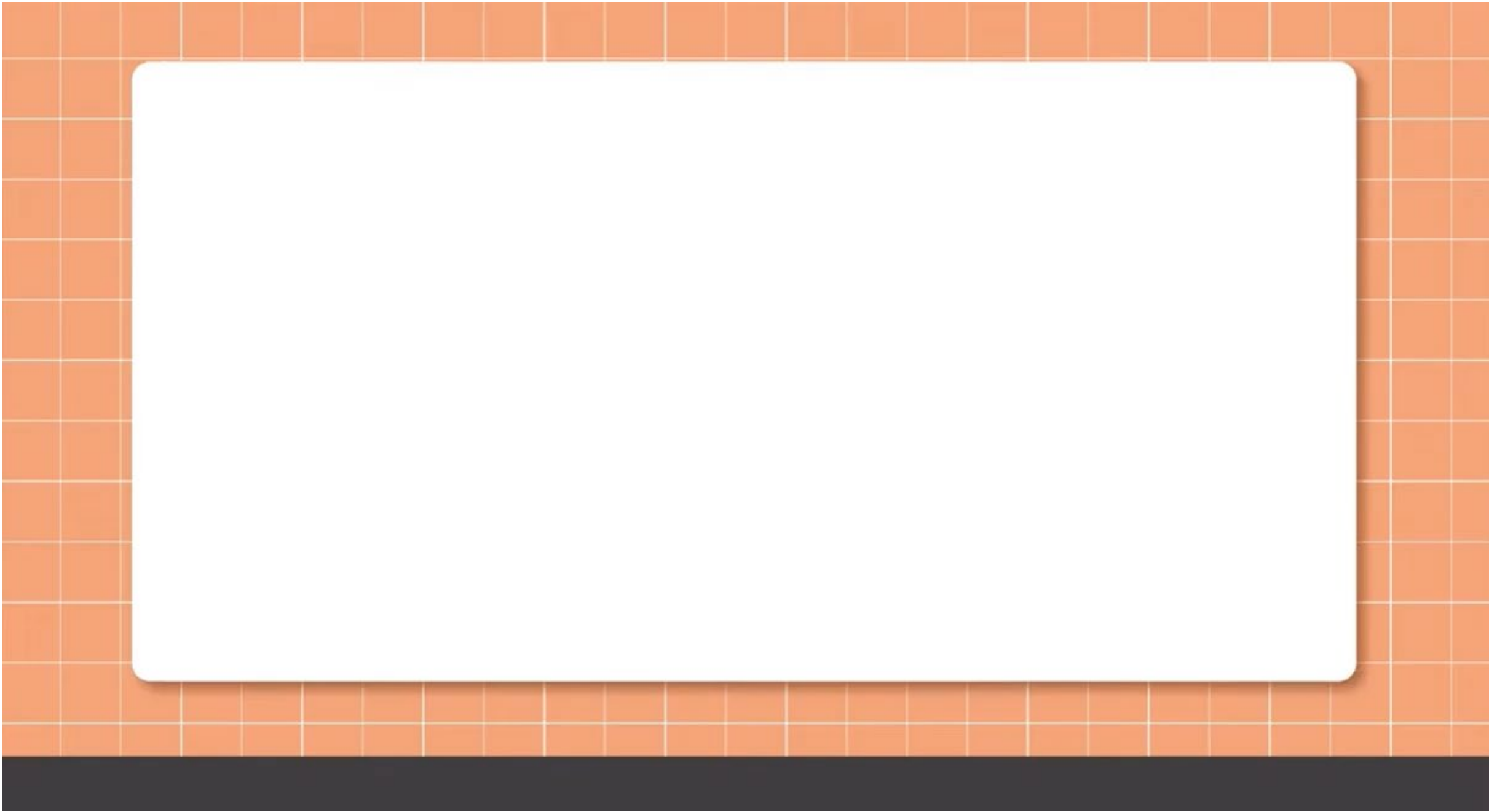
性暴力は、こどもの心身の発達に深刻な影響を及ぼし、断じて許されるものではありません。
こども性暴力防止法では、対象事業者に対して、従事者の性犯罪前科の確認をはじめとする、
こどもへの性暴力を防ぐための取組が義務付けられています。

今学校園の現場では大きな問題になっています。

スマホの盗撮
Webでの写真公開

児童への接触
わいせつな言動

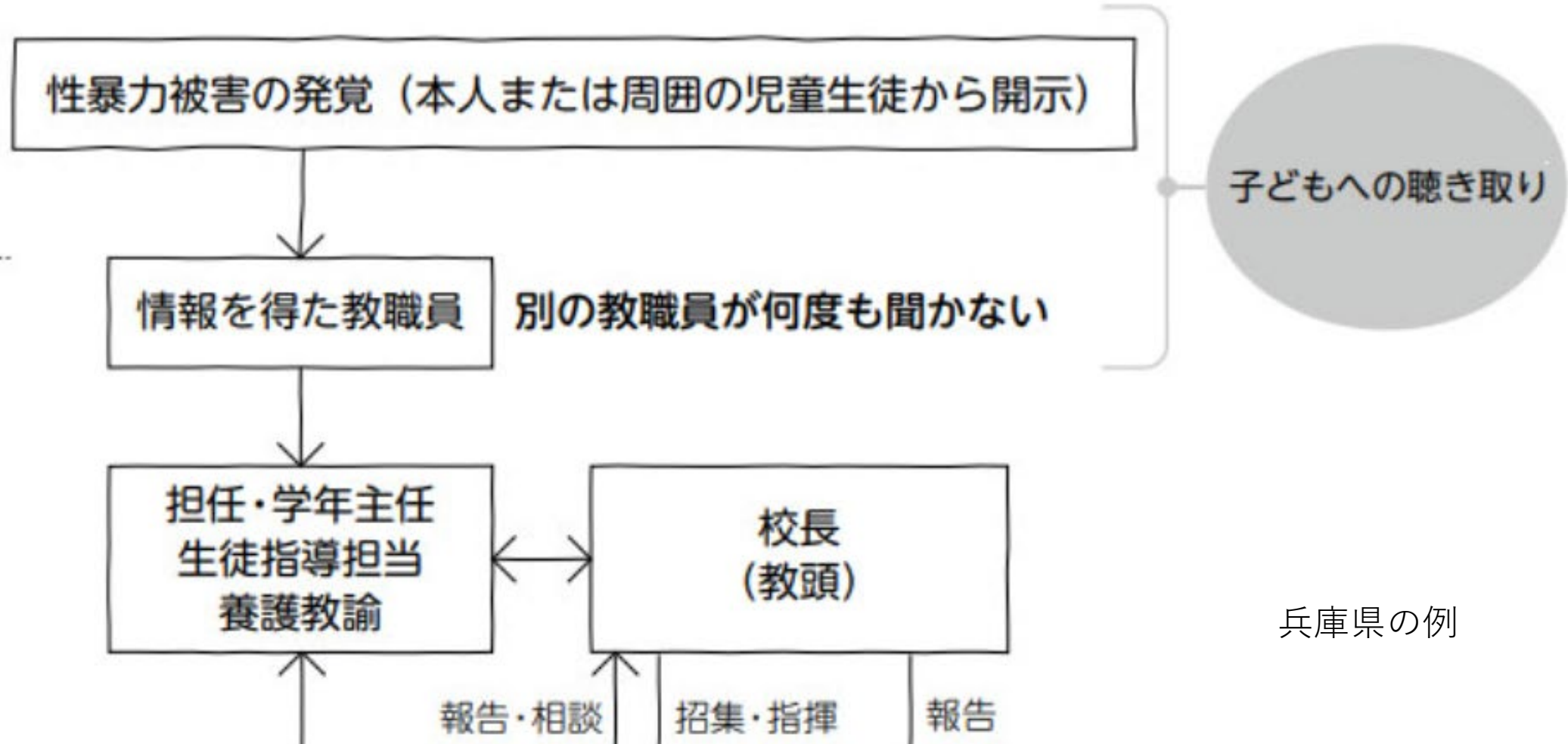
	義務対象	認定対象
対象事業	- 学校（幼小中高特支、高等、高等専修学校） - 認可保育所、認定こども園 - 児童養護施設 - 障害児施設 など	- 認可外保育施設 - 一時預かり、病児保育 - 放課後児童クラブ - 学習塾、スポーツクラブ など
対象業務	- 教員、部活動指導員 - 保育士 - 児童指導員 - 児童発達支援管理責任者 など	- 保育従事者 - 子育て支援員研修等受講者 - 放課後児童支援員 - 塾講師、指導員 など



- ◆性暴力は(疑い段階でも)重大事態として対応
- ◆抱え込まず、外部のサポートも得てチームで対応する

発見

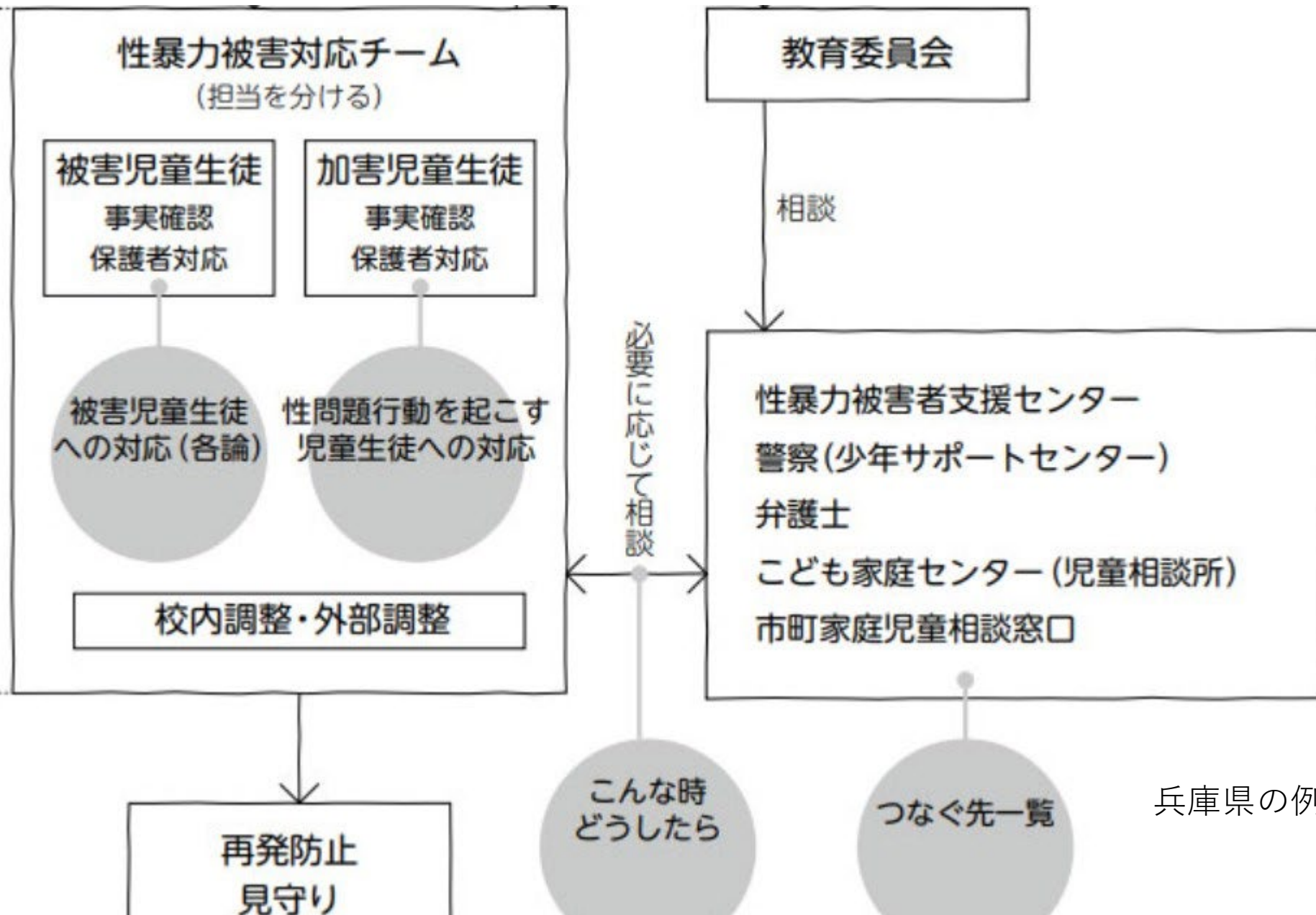
情報収集



事実確認

方針決定

対応



兵庫県の例

（実習準備に入ります） 東かがわ市土曜日授業

1 教室で実施する

“勉強って楽しい!? （学びの面白さ）”

“学生が考えた面白授業（お話やゲームなど）

2 教材があれば、各自で用意する

（特段の教材作成をする必要はないが、各班で考えること）

班活動

1班	大内	2 - 1	2班	大内	2 - 2	3班	大内	2 - 3
4班	大内	3 - 1	5班	大内	3 - 2	6班	大内	3 - 3
7班	大内	4 - 1	8班	大内	4 - 2	9班	大内	4 - 3
10班	引田	2 - 1	11班	引田	4 - 1			
12班	白鳥	2 - 1	13班	白鳥	2 - 2	14班	白鳥	3 - 1
15班	白鳥	3 - 2	16班	白鳥	4 - 1	17班	白鳥	4 - 2

3 準備用教室

B202 (大内班)

1 班 2 班 3 班

B203 (大内班)

4 班 5 班 6 班

B205 (大内班)

7 班 8 班 9 班

B104 (白鳥班)

12 班 13 班 14 班
15 班 16 班 17 班

B101 (引田班)

10 班 11 班

★ 班長、副班長を決めること

★ 互いの連絡方法を決めておくこと

教室の机やいすを動かして話しやすいようにして OK です。
終了後は、元に戻してください。

班協議 () 班 班長 () 記録 ()

1 班員確認

役割分担があれば記入

2 これまでの印象に残った授業と今回の授業方針

3 連休中に準備すること

12 時に解散 (各班で対応)

12 時 20 分までに

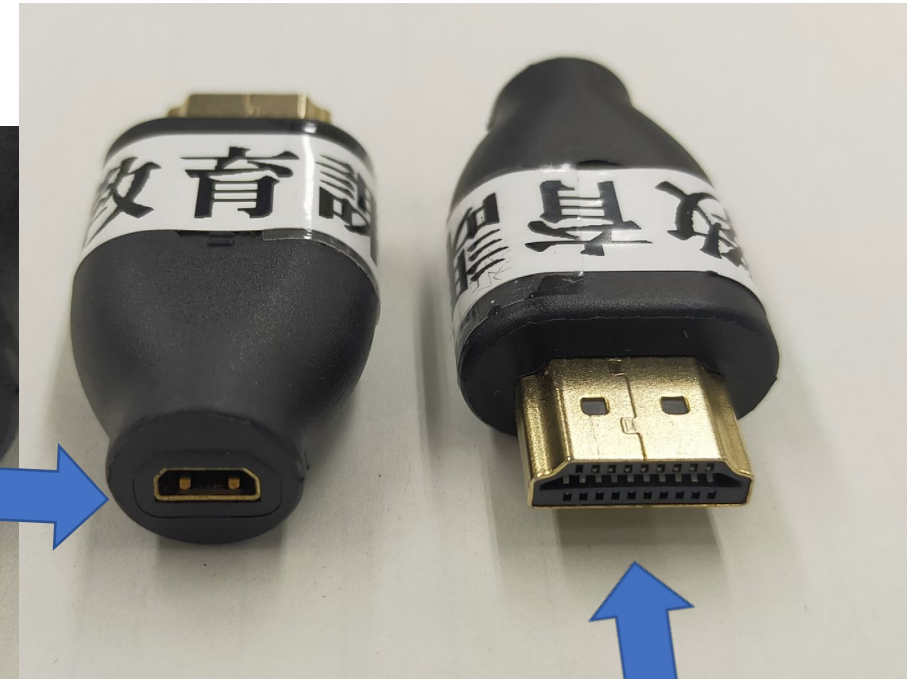
部屋の片づけをして、本票 (1 枚)と出席票 (全員分)を B101 に班長が持参

パソコンを使う場合

各班はPCを持ち込んでOKですが、PCの接続は写真の端子で接続しています。
Micro HDMIかと思われますが、いずれにしても通常の**HDMI接続が可能ならば問題はありません。(C端子は使えません)**
また、画像を表示する装置は、各教室に備え付けてあるテレビサイズのものが多いようです。



テレビからの接続
Micro HDMI



PC側 HDMI

デジタルカメラやビデオカメラで撮った映像をテレビで見るため

1 班 2 班 3 班 ←

教室の机やいすを動かして話し
やすいようにして OK です。←
終了後は、元に戻してください。←

B203 (大内班) ←

4 班 5 班 6 班 ←

B205 (大内班) ←

7 班 8 班 9 班 ←

B104 (白鳥班) ←

12 班 13 班 14 班 ←

15 班 16 班 17 班 ←

B101 (引田班) ←

10 班 11 班 ←

